

事 務 連 絡

令和1年7月1日

公益社団法人 岡山県医師会 御中

全国健康保険協会岡山支部

令和元年7月以降における平成30年7月豪雨災害による被災者に係る
全国健康保険協会管掌健康保険の一部負担金等の免除を実施する市町村について

平素より全国健康保険協会の事業運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年7月豪雨災害による被災者に係る一部負担金等の免除につきましては、本年6月30日までを期限としておりましたが、このたび厚生労働省から取扱延期の連絡に基づき、当協会といたしましても一部負担金等免除の取扱延期（令和元年12月31日まで）を決定したところです。

そのため、災害救助法の適用となる市町村のうち、下記の市町村が引き続き一部負担金等の免除対象となりますのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますのでご参照くださいようお願い申し上げます。

記

都道府県名	市町村名
岡山県	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、新見市、早島町、里庄町、矢掛町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、八幡浜市、西予市、松野町、鬼北町
広島県	坂町

※令和1年6月28日延期確定分